

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別		男・女	資格証番号			
	住所又は居所								
保育等サービス	番号	① 保育等サービス利用理由	② 保育等サービス事業者名	③ 保育等サービス利用日	④ 保育等サービス利用日数	⑤ 保育等サービス名	⑥ 保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	⑦ 保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	⑧ 費用(自己負担分)(円)
	(1)	1 面接等のため 2 訓練のため			日	[] ※(01~14)裏面参照		日	円
	(2)	1 面接等のため 2 訓練のため			日	[] ※(01~14)裏面参照		日	円
	(3)	1 面接等のため 2 訓練のため			日	[] ※(01~14)裏面参照		日	円
	(4)	1 面接等のため 2 訓練のため			日	[] ※(01~14)裏面参照		日	円
<p>山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則第34条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>山形県市町村職員退職手当組合長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p>									
※ 処 理 欄	支給決定年月日		年 月 日						
	番号	計 算 欄							支給額 (円)
	(1)								
	(2)								
	(3)								
	(4)								
	合計								
備考									

〔注意事項〕

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間をいう。以下「支給対象期間」という。）中に、求人者との面接等をするため又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合に、その失業の認定を受ける日に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証及び次の各号に掲げる確認書類を添付して、組合長に提出すること。ただし、高年齢受給資格者が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書を提出する場合にあっては、請求に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。

- (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る領収書又は保育等サービス費用に係る契約書
- (2) 事業主の発行する面接証明書又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施するものの発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（教育訓練修了証明書等）
- (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類
- (4) その他組合長が必要と認める書類

2 申請書の記載について

- (1) ③欄及び④欄は、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。
- (2) ⑥欄及び⑦欄は、③欄及び④欄に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
- (3) ⑤欄は、以下の区分のうち該当するものの番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	(認可外保育施設が行う保育等)

- (4) ※印の欄には記載しないこと。